

業内容や料金をよく確認しましょう。

広告に「見積もり無料」とあったの」「実際は調査費や見積もりに掛かった作業費等を請求されたという相談が寄せられています。事前に出張や見積もりに掛かる料金の有無を確認する」ことも大切です。

・現場の状況次第では、更に修理が必要な場合もあります。作業前に作業内容や料金等を確認し、納得できない場合はその場で契約しないようにします。

・急を要するトラブルに備え、安心して依頼できる事業者の情報を日ごろから集めておく、自宅の止水栓の位置と締め方を確認しておきましょう。

・契約しても、場合によつては無条件で解約（クーリング・オフ）できる場合があります。困つたときは、一人で悩まず豊能町消費生活コーナーにご相談ください。

クーリング・オフってなに？

クーリング・オフは、消費者がいつたん契約の申し込みや契約の締結をした場合でも、頭を冷やし冷静に考え方を時間を与え、一定の期間内であれば無条件で申し込みの撤回や、契約の解除ができる制度です。訪問販売や電話勧誘などの不意打ち的な勧誘による契約等に、この制度が設けられています。

クーリング・オフの手続き方法

クーリング・オフは、ハガキでできます。必ず書面で行い、販売会社の代表者宛に通知し、ハガキを両面コピーしておきましょう。

・「特定記録郵便」または、「簡易書留」など発信の記録が残る方法で送付し、コピーや送付の記録は一緒に保管しておきましょう（送付の記録や関係書類は5年間保管してください）

・クーリング・オフ期間は、申込書面または契約書面のいずれか早いほうを受け取った日から計算します。クーリング・オフは、クーリング・オフ期間内に通知します。

・クレジット契約をしている場合は、販売会社とクレジット会社に同時に通知します。

・販売業者によるクーリング・オフ妨害があつた場合やクーリング・オフ期間が過ぎてもクーリング・オフが可能な場合があります。「」不明な点があれば、豊能町消費生活コーナーまでご連絡ください。



はがき記入例

(クレジット契約をしている場合)
(クレジット会社宛て)

販売会社と一緒にクレジット会社にも通知します

通知書

次の契約を解除します。
契約年月日 ○○年○月○日
商品名 ○○○○
契約金額 ○○○○○円
販売会社 ○○○○ △△営業所
担当者 ○○○○
クレジット会社 □□会社

○○年○月○日

○○府○○郡○○町
氏名 ○○○○

はがき記入例

(クレジット契約をしていない場合)
(販売会社宛て)

販売会社のみに通知します

通知書

次の契約を解除します。
契約年月日 ○○年○月○日
商品名 ○○○○
契約金額 ○○○○○円
販売会社 ○○○○ △△営業所
担当者 ○○○○

支払った代金○○○円^(※1)を速やかに返金し、商品を引き取ってください。^{(※2) (※3)}

○○年○月○日

○○府○○郡○○町
氏名 ○○○○

※1 支払い済みの代金がある場合。

※2 返品費用は販売会社の負担です。

※3 訪問購入で物品を引き渡したときは、「引き渡しづみの○○を返還してください。」とします。

クーリング・オフの注意点

・通信販売には、クーリング・オフ制度はありません。返品の可否や条件について特約がある場合には、特約に従うことになります。特約がない場合には、商品を受け取った日を含めて8日以内であれば返品することができますが、その場合、商品の返品費用は消費者が負担します。

【クーリング・オフの適用除外】

- ・営業や仕事用のために契約した場合。
- ・代金が3000円未満の現金取引。
- ・化粧品や健康食品などの指定消耗品を使用した場合の使用済み分。
- （販売事業者に使用させられた場合はクーリング・オフできます）
- その他、葬儀、乗用自家用車など適用除外にあたる商品やサービス。

【消費生活に関するQ&A】

相談日＝月・火・木・金曜日
午前9時30分から午後5時まで
※来庁相談も可能ですが、まずはお電話ください。

問＝消費生活コーナー

☎ 070-9-0001 (内線2155)

特定商取引法におけるクーリング・オフできる取引と期間

| | | |
|------------|---|------|
| 訪問販売 | 事業者の店舗や営業所等（以下「店舗」）以外の場所（自宅や喫茶店等。街頭で誘われて案内された場合や、販売目的を告げずに呼び出された場合は店舗も該当）での、原則すべての商品・サービスおよび特定権利の契約：キヤッチセールス、アポイントメントセールス、催眠商法など | 8日間 |
| 電話勧誘販売 | 事業者から電話で勧誘を受けた（電話をかけさせられた場合も含む）原則すべての商品・サービスおよび特定権利の契約。 | 8日間 |
| 連鎖販売取引 | 他の人を販売組織に加入させると利益が得られるなどと勧誘し、商品を買わせる、サービスを受けさせる、加盟金を支払わせるなどの金銭的負担をさせる契約（いわゆるマルチ取引）※クーリング・オフ期間経過後は中途解約可、入会1年未満の中途解約には返品制度等がある。各条件あり。 | 20日間 |
| 特定継続的役務提供 | 契約金額が5万円を超えるかつ一定の期間を越えるエステティックや語学教室などの契約（エステティック、美容医療、語学教室、学習塾、家庭教師、パソコン教室、結婚相手紹介サービス）※クーリング・オフ期間経過後中途解約可。各条件あり。 | 8日間 |
| 業務提供誘引販売取引 | 事業者が提供・あっせんする仕事をすれば収入が得られると勧誘し、仕事に必要な商品を買わせたり、サービスを受けさせたりするなどの金銭的負担をさせる契約。（いわゆる内職商法） | 20日間 |
| 訪問購入 | 店舗以外の場所で、事業者が消費者から物品（※自動車、大型家電、家具、本、有価証券、CD・DVD等は除く）を買い取る契約。※クーリング・オフ期間中は、事業者への物品の引き渡しを拒むことができる。 | 8日間 |

上記販売取引・適用対象でも条件によってはクーリング・オフできない場合があります。

昨年とのごみ量比較（12月分）

単位：トン

| | 今 年 | 昨 年 | 対前年比 |
|--------|--------|--------|--------|
| 可燃ごみ | 335.22 | 370.87 | -9.6% |
| 粗大ごみ | 16.00 | 21.09 | -24.1% |
| 不燃ごみ | 17.06 | 19.58 | -12.9% |
| 蛍光灯 | 0.15 | 0.13 | 15.4% |
| 乾電池 | 0.47 | 0.41 | 14.6% |
| 空きビン | 9.40 | 10.00 | -6.0% |
| 空きカン | 3.82 | 4.04 | -5.4% |
| 紙類等 | 36.16 | 39.31 | -8.0% |
| 容器 プラ | 15.68 | 15.64 | 0.3% |
| ペットボトル | 2.41 | 2.35 | 2.6% |
| 植木剪定くず | 7.25 | 8.00 | -9.4% |
| 食用廃油 | 0.17 | 0.16 | 6.3% |
| 小型家電 | 0.09 | 0.07 | 28.6% |
| 計 | 443.88 | 491.65 | -9.72% |

※容器 プラ・・・容器包装プラスチック類

(注)速報値のため数値が変わることがあります。

豊能警察署管内の特殊詐欺発生状況
(令和3年1月末)

| | | |
|-----|----------|----|
| 豊能町 | 電話認知件数 | 1件 |
| | メール等認知件数 | 4件 |
| | 被害件数 | 0件 |
| | 被害額 | 0円 |
| 能勢町 | 電話認知件数 | 0件 |
| | メール等認知件数 | 1件 |
| | 被害件数 | 0件 |
| | 被害額 | 0円 |

【3月】資源とごみの収集日～分ければ資源、燃やせばごみ～

| | 可燃ごみ | 不燃ごみ 有害ごみ | 紙類等 | 空きビン | 空きカン | 容器包装プラスチック類 ペットボトル | 植木剪定くず |
|---------------------------------|------|--------------|-----|------|------|-----------------------|----------|
| 余野・川尻・木代・切畠・野間口 高山・牧・寺田・希望ヶ丘 | 火・金 | 10 | 17 | 17 | 24 | 3 17 | 10 24 |
| 吉川・ときわ台 | 火・金 | 11 | 18 | 18 | 25 | 4 18 | 11 25 |
| 東ときわ台 | 月・木 | 9 | 16 | 16 | 23 | 2 16 | 9 23 |
| 光風台 | 月・木 | 12 | 19 | 19 | 26 | 5 19 | 12 26 |
| 新光風台(保の谷含む) | 火・金 | 11 | 15 | 18 | 25 | 1 15 | 8 22 |

問=環境課 ☎736-1190

| | |
|-----------|--|
| 粗大ごみ | 有料・予約制（環境課☎736-1190事前に申し込みしてください） 受付時間：午前9時～午後5時 |
| 食用廃油 | 役場本庁・吉川支所に回収ボックスを設置（各施設午前9時～午後5時まで投入可能、土・日・祝日・年末年始は投入不可） |
| 使用済み小型蓄電池 | 役場本庁・中央公民館・吉川支所・西公民館に回収ボックスを設置（各施設開設時間中に投入できます） |

トヨノノ PORTAL



曲がりくねって、ただいま。

大阪府 豊能町

トヨノノ暮らしのとびらをあけよう

地域が発信、トヨノノ魅力
豊能町の本当の魅力を
お伝えするポータルサイト
「トヨノノPORTAL」

<https://toyono-no-portal/>

交通事故発生状況

(令和3年1月中の速報値)
豊能警察署交通課

| 種 別 | 豊能町 | 能勢町 | 合 計 |
|-------|-----|-----|-----|
| 人身事故 | 0件 | 0件 | 0件 |
| 死者数 | 0人 | 0人 | 0人 |
| 重傷者数 | 0人 | 0人 | 0人 |
| 軽傷者数 | 0人 | 0人 | 0人 |
| 物損事故 | 12件 | 18件 | 30件 |
| 総 件 数 | 12件 | 18件 | 30件 |

「横断歩道ハンドサイン運動」実施中

豊能町交通事故をなくす運動推進本部

豊能町中小企業等休業要請外支援金
～手続きはお済ですか～

新型コロナウイルス感染症拡大防止の支援として、大阪府休業要請外支援金の受給者を対象に「豊能町中小企業等休業要請外支援金」を支給しています。該当される事業者の方は、農林商工課までご相談ください。なお、申請の期限は3月15日までです。

問=農林商工課 ☎739-3424